

「加算支援金」に関するよくある質問

事 例	回 答
被災後に世帯を分離した場合は、それぞれの世帯で加算支援金の申請が出来るの？	世帯に関する認定は、原則として災害が発生した日を基準としており、一つの世帯として被災時の世帯主に支給されます。
他都道府県で住宅を建設する場合は、加算支援金の対象になるの？	被災時に居住していた都道府県以外の地域で住宅を再建する場合も加算支援金の対象になります。 なお、支給申請は、被災時に居住していた市町村(陸前高田市)で行ってください。
この制度における「建設」と「補修」の定義は？	従前の建物の一部(基礎等)を新しい住宅の一部として使用しない場合は「建設」、従前の建物の一部(基礎等)を新しい住宅の一部として使用する場合は「補修」になります。
加算支援金を受領した後に、居住形態を変更した場合は、もう一度加算支援金の申請は出来るの？	アパートに入居して「賃貸」の加算支援金を受給し、その後に家を建設した場合(又は補修した場合は、「建設・購入」(又は「補修」)の申請が出来ます。ただし、2回目の加算支援金の額は、既受給額を差し引いた額となります。 なお、「補修」で加算支援金を受領した場合は、その後に別途住宅の建設・購入したとしても、原則として加算支援金の対象とはなりません。(複数世帯で居住形態を変更した場合例) ・初回申請…「賃貸」50 万円で受給 ・2回目申請…「建設・購入」150 万円で申請 ※150 万円=「建築・購入」200 万円-「賃貸」50 万円
加算支援金の申請をするには、どんな書類が必要なの？	原則として被災世帯の世帯主名義の契約書等が必要となります。 なお、高齢等のやむを得ない理由により世帯主が契約できない場合は、同一世帯の世帯員の名義でも構いませんが、加算支援金の振込先は世帯主となります。
加算支援金の申請書に添付する契約書の様式は決まっているの？	契約書は任意の様式で構いませんが、以下の内容が分かるものである必要があります。 ・依頼主(又は買主、借主) ※原則として世帯主である必要があります。 ・業者名(又は売主、貸主) ・場所 ・契約金額 ・施工期間(契約期間) ・契約日(震災後であること)
「補修」の申請をする場合で、契約書がない場合は、見積書でも代替できますか？	見積書だけでは、工事を行うことを確認できる書類とは言えませんが、見積書と併せて領収書などを添付することで、契約書の代替とすることができます。 なお、必要に応じて工事写真の提出を求められる場合もあります。

事 例	回 答
<p>自分で住宅の建設や補修を行った場合も加算支援金の対象になるの？</p>	<p>自分で建設・補修する場合は、建設・補修に着手してからの申請であれば対象になります。</p> <p>施工主名、場所、建設するのに必要な総額、内容、工期、設備工事内容を記載した任意様式を作成して、必要な材料購入等に係る領収書（一部施工していない場合はその見積書）と施工前後の写真を添付してください。</p>
<p>親（被災世帯）が、世帯外の子供と住宅を共同契約、共有名義で建設した場合は、「建設・購入」の対象になるの？</p>	<p>共同契約、共同名義であっても、その被災世帯が住宅に居住するのであれば該当します。</p> <p>また、複数の被災世帯が共同契約、共同名義で1軒の家を建てて同居しようとする場合、加算支援金は各被災世帯に支給されます。</p>
<p>親（被災世帯）が、子供の住宅（被害なし）を増築して居住する場合は、「建設」又は「補修」のどちらになるの？</p>	<p>増築部分において住宅としての機能が完結していれば「建設」、その他の場合は「補修」となります。なお、名義は被災世帯である場合に限り（子との共有でも可）。</p>
<p>住宅の「建設・購入」や「補修」は、工事が完成前でも受給できるの？</p>	<p>加算支援金は、たとえば住宅建設が完了しなくとも契約書の写しを申請書に添付することで受給可能です。</p>
<p>被災前に住宅新築工事の契約を締結し、被災後に完成した場合は、「建設・購入」の対象になるの？</p>	<p>加算支援金の対象となるのは、被災後に契約を締結した場合のみです。</p>
<p>プレハブを購入して住む場合でも、「建設・購入」の対象になるの？</p>	<p>当面の間の仮住まいとしてプレハブを設置する場合は対象にはなりません。</p> <p>ただし、その建物に永続的に住むことを前提とした必要な設備工事等も併せて行われる場合は、対象として認められる場合もあります。</p>
<p>大家さんの承諾を得て借家を補修した場合は、「補修」の対象になるの？</p>	<p>借家は、大家さんの事業用資産として大家さんが補修を行うべきものであり、対象にはなりません。</p>
<p>被災しなかった納屋を改修して住む場合は、「補修」の対象になるの？</p>	<p>原則として、被災した建物の補修が対象ですが、例外として、別な場所にある自己所有の建物や親族の住家において、永続的に生活するために必要な補修を行うことも対象として認められる場合があります。</p> <p>この場合、契約書の依頼主は世帯主（又は被災世帯員）であることその他、補修前（後）の写真や図面を添付して、単なる「リフォーム」でないことを証明する必要があります。</p>
<p>住んでいたアパートが被災したが、大家さんがすぐに修繕し引き続き住み続けている場合には、「賃貸」の対象になるの？</p>	<p>アパートが全壊または大規模半壊の場合には「賃貸」の対象になります。</p>

※上記の内容は、一般的な事例です。個々の事例に応じて、対応が変わる場合もありますのでご了承ください。